

第6章 公害苦情

1 公害苦情の状況

令和元年度は表6-1のとおり149件の公害苦情があったが、その主なものは野焼き行為などによる大気汚染、排水路の汚濁、近隣からの騒音及び悪臭などである。

富津市環境条例では、ゴム、皮革、合成樹脂その他燃焼の際、著しくばい煙や悪臭を発生するおそれのある物質については、屋外での燃焼行為を禁止している。

典型7公害以外の苦情は103件あり、廃棄物の不法投棄が大半を占めている。

苦情件数の推移は、図6-1のとおりである。

(表6-1) 公害苦情件数推移と令和元年度苦情内容

	苦情の概要	年度別苦情件数				
		27	28	29	30	元
大気汚染	・隣家でごみを焼却している ・近くの空き地で枯れ草を焼却している	36	28	26	18	30
水質汚濁	・河川が赤く、異臭を放っている ・河川の表面に油が浮かんでいる。	4	3	0	2	1
騒音	・木工所の作業音がうるさい ・立木を伐採する重機の音がうるさい	3	1	4	7	4
振動		0	0	0	0	0
悪臭	・これまで嗅いだことのない様な臭いがする ・近くの工場の排水から変なにおいがする	8	5	5	9	10
地盤沈下 地下水位		0	0	0	0	0
土壌汚染		1	0	2	3	1
その他	・一般廃棄物や産業廃棄物の不法投棄 ・自転車が放置されている	162	113	113	100	103
合計		214	150	150	139	149

※ その他の苦情には、平成23年度から、数個の家電製品の投棄、放置自転車を廃棄物の不法投棄としてカウントしている。

